

地域生活支援事業の財政措置に係る新潟県自立支援協議会への 提案・要望について（案）

1. 提案・要望内容

市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講じるよう議論し答申していただきたい。

※地域生活支援事業とは

市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施される事業

○主な事業

相談支援事業、成年後見制度利用支援、日常生活用具給付、移動支援

手話通訳者や要約筆記者の派遣等、日中一時支援、訪問入浴サービスなど

2. 要望理由

- 当事業における国県補助率は、国 50%、県 25%であるが、裁量的扶助事業であるため、国の補助内示率は、実質 30%ほどである。また、県も国の内示率に呼応した内示で決定しており、必要な財源の確保がなされていない。
- 佐渡市の地域の実情から、日中一時支援や訪問入浴サービス等、障害福祉サービスの供給不足などにより、その代替サービスとして利用量が増えてきている傾向があり、比例して市の財政負担は増すばかりである。

【参考】 年度別 佐渡市地域生活支援事業費財源内訳 (単位：千円、%)

	事業費	国		県		市	
		負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率
平成 29 年度	32,129	10,419	32.4	4,890	15.2	16,820	52.4
平成 30 年度	32,066	9,870	30.8	4,756	14.8	17,440	54.4
令和元年度	35,829	10,638	29.7	4,843	13.5	20,348	57.7